

# 食事についてのご案内

## ＜＜食事提供時間＞＞

- 朝食 7 : 40
- 昼食 12 : 00
- 夕食 18 : 00以降

### 【1食あたりの入院時食事療養費の標準負担額】

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 一般（下記以外の方）               | 510円 |
| 住民税非課税世帯 才 低所得Ⅱ 90日までの入院 | 240円 |
| 過去12カ月で90日を超える入院         | 190円 |
| 住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）           | 110円 |

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

治療食の提供（腎臓病食・肝臓病食・糖尿病食等）を提供しています。